要綱第８条関係

令和　　年　　月　　日

（あて先）寝屋川市長

誓　約　書

私は、次に掲げる事項を誓約し、この誓約に反することが明らかになった場合は、寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助金の交付決定を取り消され、補助金の全部又は一部を返還することに異存はありません。

１　寝屋川市の公的制度による補助等を受けていないこと。

２　暴力団員（寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第２条第３号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（寝屋川市暴力団排除条例第２条第５号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でないこと。

３　市税等の滞納がないこと。

４　除却、跡地利用、修繕、補助金申請等に関する事項について、寝屋川市に迷惑をかけないこと。

５　建物所有者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意を得ること。

６　補助対象建築物が共有又は区分所有である場合は、補助申請者以外の共有又は区分所有者の同意を得ること。

７　補助対象建築物が区分所有であり、その一部のみを除却する場合は、除却しない部分の区分所有者の同意を得ること。

８　寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助金要綱第３条第３号の道路拡幅事業である主要生活道路の拡幅に当該老朽建築物等の敷地が接する場合、道路拡幅事業である主要生活道路整備事業に協力すること。

９　建物所有者と土地所有者が異なり、上記の８に該当する場合は道路拡幅事業である主要生活道路整備事業協力の同意を土地所有者から得ること。

寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助金の交付決定に必要な範囲において、私に関する事項について、寝屋川市が求める必要な情報及び資料を延滞なく提出するとともに、寝屋川市において当該資料等を関係部局及び関係機関等に提供し、調査することに同意します。

また、寝屋川市において当該資料等を大阪府警本部又は寝屋川警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。

　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

氏名(署名)

　　電　話